

議事日程(第3号)

令和3年6月10日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第25号 令和2年度須恵町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について
- 日程第 2 議案第26号 令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第27号 令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第28号 令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第29号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第30号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第 7 議案第31号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第32号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第36号 令和3年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第37号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第38号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第39号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第40号 令和3年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 発議第 2号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 発議第 3号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第18 発議第 4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 25 号 令和 2 年度須恵町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 26 号 令和 2 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第 27 号 令和 2 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 4 議案第 28 号 令和 2 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第 29 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 6 議案第 30 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 31 号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 32 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 33 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 36 号 令和 3 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 37 号 令和 3 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 38 号 令和 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 39 号 令和 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 40 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 41 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 発議第 2 号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 発議第 3 号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 18 発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議員の派遣について

---

出席議員（13名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	8 番	世 利 孝 志
9 番	三 角 栄 重	10 番	猪 谷 繁 幸

11番	田ノ上真	12番	田原重美
13番	三上政義	14番	今村桂子
15番	松山力弥		

---

欠席議員（1名）

7番	児玉求
----	-----

---

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	係長	白水誠
----	-----	----	-----

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課長	諸石豊
上下水道課長	稲永勝章	税務課長	合屋真由美
まちづくり課長	吉川聡士	社会教育課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	子ども教育課	吉本孝治
監査委員	吉松辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

---

### 日程第1. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） おはようございます。

議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和2年度須恵町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,843万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億5,295万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるとしております。予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号令和2年度須恵町一般会計補正予算（第12号）の専決処分については承認することに決定しました。

---

### 日程第2. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長(三角 栄重) 議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,748万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5,326万円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表 歳入歳出予算補正によるとしてあります。事項別明細書6ページ、7ページをお開きください。

歳入の主なものは、1款1項国民健康保険税291万7,000円の減額は、決算見込みによるもの。3款1項国庫補助金330万9,000円の増額は、災害等臨時特例補助金の増額によるもの。4款1項県補助金5,042万7,000円の減額は、普通交付金、特別交付金の交付決定通知によりそれぞれ所要の補正を行ったものです。

5款1項他会計繰入金2,802万円の減額は、年度末の国保特別会計の収支見込みによる減額です。

7款1項延滞金、加算金及び過料44万円の増額は、決算見込みによるものです。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費67万円の減額は、需用費、役務費及び委託料の決算見込みによるもの。2項 徴税費16万8,000円の減額は、需用費の決算見込みによるものです。

2款1項療養諸費5,542万5,000円の減額は、2項高額療養費1,193万9,000円の減額、4項出産育児諸費252万円の減額は、いずれも決算見込みによるものです。6項傷病手当金119万5,000円の減額は、決算見込みによる不用額の減額補正を行っています。

6款1項保健事業費39万8,000円の減額、2項特定健康診査等事業費275万8,000円の減額は、役務費及び委託料の不用額を減額補正しております。

8款1項償還金及び還付加算金54万8,000円の減額は、保険税過誤納還付金及び還付加算金を減額しています。

9款予備費151万9,000円は、収支調整です。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

以上です。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあり

ませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号令和2年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分については承認することに決定しました。

---

### 日程第3. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。

議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

別冊の補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,420万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,365万3,000円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正によるとしています。

4ページをお願いします。第2表 地方債補正でございます。

1、変更は、限度額のみの変更で、以下、従来どおりとなっております。起債の目的、下水道事業債。多々良川流域関連公共下水道分。限度額、変更前1億4,640万円が変更後1億4,500万円に減額です。工事費の確定により140万円の減額となっております。

6ページ、7ページをお願いします。歳入です。

1款1項負担金は、決算見込みによる増額、2款1項使用料は、決算見込みによる増額、5款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による減額、8款1項町債は、工事費の確定に伴う減額です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費は、決算見込みによる不用額の減額です。2款1項下水道事業費は、決算見込みによる不用額の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第27号令和2年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分については承認することに決定しました。

---

#### 日程第4. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第28号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第28号令和2年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,032万5,000円とする。第2項、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお願いします。歳入です。

2款1項使用料は、決算見込みによる増額、3款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による減額です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

2款1項農業集落排水事業費は、決算見込みによる不用額の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第28号令和2年度須恵町農業集落排

水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分については承認することに決定しました。

## 日程第5. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律ほか令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例等の一部を改正する必要性が生じ、専決処分をしたことによるものです。今回の改正は、地方税法の改正により各条文に規定される文言の整理、項ずれ等の整理を行っております。

主な改正点について、新旧対照表において説明いたします。

11ページをお開きください。

まず、第1条関係でございます。第24条につきましては、個人住民税の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにより、30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則として扶養控除の適用対象外となる改正です。第34条の7につきましては、第1項第1号イから、次の12ページ、オまでが寄附金税額控除における特定公益増進法人等への寄附金の範囲の見直しにより、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとする改正です。

次の13ページから15ページになります。

第36条の3の2、第36条の3の3、第53条の8及び第53条の9につきましては、扶養親族申告書や退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止を不用とする改正です。

第81条の4につきましては、環境性能割の税率区分の見直しによりクリーンディーゼル車については構造要件による非課税対象から除外した上で、2年間の激変緩和措置を講ずるものです。

附則第5条につきましては、第24条と同様、個人住民税の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しによる改正です。

附則第6条につきましては、セルフメディケーション税制の5年間延長によるもので、平成30年度から令和4年度までだったものが、令和9年度まで延長されるものです。

次の16ページから18ページです。附則第10条の2につきましては、24項で浸水被害対策のため整備される雨水貯留浸透施設、26項で中小事業者が認定先端設備等導入計画に基づき実施する設備投資に課する固定資産税の特例割合を定めるものです。附則第10条の4につきましては、熊本地震に係る固定資産税の特例措置について、適用期限を令和4年度まで延長するも



のです。附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税に関しまして、これまで須恵町税条例第74条の2被災住宅用地の申告を適用しておりましたものを新設するものでございます。

20ページをお願いします。附則第11条から22ページの附則第13条につきましては、固定資産税関連で令和3年度が3年に一度の評価替えの年に当たりますが、宅地等の負担調整措置について、現行の調整措置の仕組みを継続し、適用期限を3年延長し、新型コロナウイルス感染症による社会経済や国民生活への影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、課税標準額が増加する土地について、令和3年度に限り、前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられるものです。

23ページをお願いします。附則第15条につきましても、特別土地保有税の課税の特例適用期間を3年延長するものです。

次の24ページです。附則第15条の2につきましては、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した者を対象とするものです。附則第15条の2の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の区分の認定について、条文中の項ずれ等のための改正です。附則第16条につきましては、軽自動車税のグリーン化特例を、重点化を行った上で2年間延長するものです。

26ページをお願いします。附則第16条の2につきましては、軽自動車税の種別割の認定について、条文中の項ずれ等のための改正です。

27ページをお願いします。附則第22条につきましては、東日本大震災に係る固定資産税の特例措置について、適用期限を令和8年度まで延長するものです。附則第26条につきましては、住宅ローン控除の控除期間13年間の特例の延長等に伴い、入居期間が令和4年末まで延長されるものなどです。

次に、28ページ、29ページをお願いします。第2条関係では、令和2年改正条例の法人の町民税の申告納付について、項ずれに伴う所要の改正でございます。

7ページに戻っていただいて、附則です。第1条で、施行期日を、この条例は令和3年4月1日から施行するとし、第1号から、次の8ページです。第4号の規定につきましては、当該各号に定める日から施行するとしております。次の第2条から第4条で、それぞれの経過措置を定めております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は承認です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第29号須恵町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

---

### 日程第6. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてを議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億1,776万9,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしております。予算審査特別委員会は、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会、慎重審査し、採決結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第30号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第30号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第1号）の専決処分については承認することに決定しました。

---

### 日程第7. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。

11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における

選挙運動の公営に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、令和2年12月12日から施行されたことに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。詳細については、文教厚生委員会と連合審査会により、議員全員で審査を行っておりますので、省略をいたします。

質疑として、供託金の没収について、選挙ポスターの限度額について、いわゆるウグイスの雇用は補助されるものか、ガソリンスタンドとの契約の実際について、そして、ガソリン代計算式の基準となる金額についてなどがありました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。この議案は連合審査会により全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第31号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第31号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議案第32号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。提案理由として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、令和3年9月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。

2ページの改め分を御覧ください。別表中の1行目、通知カード再交付手数料は、デジタル手続法の一部を改正する法律の一部の施行により、通知カードが廃止されたことに伴い、手数料の規定が不用となったため、削除するものです。同2行目、個人番号カード再交付手数料は、番号法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正により、

地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、マイナンバーカード再交付に係る手数料を、同機構が定めることにより手数料の規定が不用になったため削除するものです。

附則です。この条例は令和3年9月1日から施行するとしています。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第32号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第32号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第33号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵第三小学校校舎外壁防水等改修工事第3期。契約方法、指名競争入札。請負金、8,650万4,000円。請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字植木569番の2、株式会社若杉建設代表取締役若杉啓文。契約保証の方法、契約保証金履行保証865万1,000円。条件、工期は契約の効力が生じた日から令和3年9月30日まで。請負金の支払いは原則として竣工払い。40%の前金払い制度と20%の中間前金払いを適用いたします。

今回の工事につきましては、本店が須恵町内または近隣市町にあり、かつ、須恵町指名競争入札参加者指名基準要項別表で建築一式B等級以上の9社を指名し、4月21日に指名通知及び仕様書を配布、5月13日に入札会を実施しております。落札率は98.71%でございました。

5月19日、仮契約を締結し、本議会での採決をもって即契約の効力が生じ、本契約となります。

総務建設産業委員会全員賛成で可決です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号工事請負契約の締結については委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第36号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第36号令和3年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,735万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ104億9,512万7,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるとしております。

予算審査特別委員会は委員全員での審査のため、詳細につきましては省略いたします。質疑として、歳出、2款1項15目コミュニティーバス運行費において、コミュニティーバス運行事業で国からの路線延長の助言における現地調査はあったのかとの質疑に対し、現地調査はない。書類上で改正の延長が少ないと特別会計補正予算が出ないなど、補助金の関係で助言があったとの回答がありました。

以上、当委員会、慎重審査し、採決結果全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第36号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第36号令和3年度須恵町一般会計補

正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,220万8,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。6ページ、7ページをお開きください。歳入です。

4款1項県補助金120万8,000円の増額は、特別調整県交付金の追加でございます。

続いて、8ページ、9ページの歳出。2款6項傷病手当金120万8,000円の増額は、歳入の特別調整県交付金と同額の増額補正で、新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金の補正です。

質疑として、コロナ感染症に係る傷病手当金は幾らを想定しているかという質疑に、基準に定められた1人当たりの平均給与額が1か月24万1,560円で、5名分で算出しているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第37号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第12. 議案第38号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,201万1,000円とする。第2項、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしてあります。

6ページ、7ページをお願いします。歳入です。

5款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による減額、7款2項還付消費税は、消費税更正の請求による増額です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費は、消費税修正申告による増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第38号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第39号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,594万3,000円とする。第2項、款項の区分及び金額は第1表 歳入歳出予算補正によるとしてあります。

6ページ、7ページをお願いします。歳入です。

3款1項他会計繰入金は、一般会計繰入金の収支調整による増額です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出です。

1款1項総務管理費は、消費税修正申告による増額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第39号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 議案第40号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第40号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第40号令和3年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

第2条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を実施計画内訳書にて説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。支出です。

1款1項改良費、1,700万円の増額です。これは、配水管等施設改良工事請負費、下水道工事に伴う工事請負額の増額です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,951万8,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填します。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕



○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第40号令和3年度須恵町水道事業関係補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15. 議案第41号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第41号工事請負契約の締結について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、文化会館舞台照明改修工事。契約方法、随意契約。指名型プロポーザル方式。請負金、1億1,286万円。請負者、福岡県福岡市中央区薬院3丁目1番24号、パナソニックLSエンジニアリング株式会社九州支店、支店長 戸田庄一。契約保証の方法、契約保証金履行保証1,128万6,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和3年12月16日までとなります。請負金の支払いは、原則として竣工払いですが、須恵町公共工事の前金払い取扱要領により40%の前金払い制度と20%の中間前金払い制度を適用します。

今回の工事につきましては、多方面から評価をして決定する指名型プロポーザル方式を採用し、舞台照明設備機器の専門業者で、劇場ホール等で納入実績がある4社を指名し、参加申込みのあった3社から規格提案を受け、選定委員より最も評価の高かった業者を優先交渉権者と決定し、工事仕様の催事決定をした上、価格交渉を行っております。交渉後、5月27日に仮契約を締結し、議決日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、どうして請負額が当初予算から8,000万円以上も安くなったのかとの質疑に、システムの全体見直しと3社による競争の原理が働き、安価になったとの答弁がありました。また、安価になって機能が下がったのではとの質疑に、業者より、最新でよりよいものが提案されたとの答弁がありました。

工事期間中の利用はできないのかとの質疑に、事前に、利用団体には利用できない旨周知しているとの答弁がありました。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第41号工事請負契約の締結については委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第16. 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第16、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。提出者の説明を求めます。2番、男澤一夫君。

○議員（2番 男澤 一夫） 議案書の1ページをお願いします。

発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。この議案について、別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、常任委員会の所管について、須恵町課設置条例及び須恵町教育委員会事務局組織規則に規定する課に属する事項への改正及び追加の必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。第2条の総務建設産業委員会の所管について、総務、まちづくり、税務、都市整備、地域振興及び上下水道を総務課、まちづくり課、税務課、都市整備課、地域振興課、上下水道課及び会計課とし、文教厚生委員会の所管について、教育並びに住民福祉及び健康増進を子ども教育課、社会教育課、住民課、福祉課及び健康増進課に改正するものです。

2ページに戻って、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、発議第2号について採決に入ります。本案に

御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第17. 発議第3号

○議長（松山 力弥） 日程第17、発議第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。提出者の説明を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 議案書の1ページをお願いします。

発議第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。この議案について、別紙のとおり、須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、当該規則の一部を改正する必要が生じたので、提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。第2条の欠席の届出において、第1項中の事項、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他やむを得ない事由として議会への欠席事由を整理したものです。

また、第2項で、出産において母性保護の観点から、産前産後の欠席期間を出産予定日の6週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてと規定するものです。

2ページに戻って、この附則で、この規則は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第3号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第3号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第18. 発議第4号

○議長（松山 力弥） 日程第18、発議第4号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 議案書の1ページをお願いします。

発議第4号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議についてでございます。この議案について、別紙のとおり、須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。

提案理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県民の生命及び生活を守るため、日々惜しみなく健闘し、地域を支えている医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に携わっている全ての皆様に対し敬意と感謝の意を表するため提案するものです。

2ページに決議の内容を示しており、結びに、新型コロナウイルス対策に携わっている全ての人々に対し、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく等、議会の意思表示をするものです。

詳細については全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議されておりますので、質疑を省略し、これより発議第4号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第4号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第4号新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議は原案のとおり可決することに決定しました。ただいま可決されましたので、ここで私、議長より決議書を読み上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議

新型コロナウイルス感染症が世界中に猛威を振るう中、我が国では、令和2年4月7日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が発令、解除後も都市部を中心に変異ウイルスの感染が拡大し、再度の緊急事態宣言が発令され、人々の生活や経済活動は大きく制約を受けている。

本県においても、県内各地で感染が報告され、県民生活はもとより、特に検査、医療、緊急搬送の現場はこれまでに経験したことのない危機に直面している。全国的には、医療従事者がいわれなき偏見や差別を受けているとの不本意な報道がある中、本県においても爆発的な感染拡大に至っていないのは、感染リスクにさらされながら、緊張が続く現場での医療従事者の方々の献身的な努力によるものである。

よって、本町議会は、医療従事者をはじめ新型コロナウイルス対策に関わっている全ての人々に対し、最大限の敬意と感謝の意を表するとともに、その活動を全面的に力強く支える議会活動を展開していく。

以上、決議する。

令和3年6月10日。須恵町議会。

---

#### 日程第19. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会より森林経営計画及び治山事業、防災事業、消防訓練活動について、文教厚生委員会よりマイナンバーカードの普及促進について、以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 日程第20. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元にお配りしましたとおり、派遣することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、11時40分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和3年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時26分閉会

---